

青色申告

蒲田会報

No. 789

令和3年
2月号

一般社団法人
蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-airo.or.jp

発行人 江川 慎 郎

確定申告が始まります!!

本年も確定申告が始まります。会員の皆様におかれましては、令和2年分の確定申告の準備にお忙しいことと存じます。

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出は、2月16日(火)から3月15日(月)まで、消費税及び地方消費税は、3月31日(水)までとなっております。令和2年中に土地・建物の譲渡等があった方など、税務署での相談が必要な場合は、下記と2ページの「蒲田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

○ 決算書・申告書の早期提出

早期提出を心がけて内容を見直す余裕を持ちましょう。なお、期限を過ぎてから「期限後申告」を提出した場合や「修正申告」を提出した場合には延滞税・加算税など本税以外の税金を負担しなければならぬ場合があります。また、税額が減ることに気付いた場合には「更正の請求」ができる場合がありますが、訂正申告より手続が煩雑となりますのでご注意ください。

○ 納期限

納付は、必ず期限内に済ませましょう。(納付期限は、下記の表でご確認ください。)

○ 振替

振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。(振替日は、下記の表でご確認ください。)

○ 延納

所得税及び復興特別所得税について、納付期限(令和2年分は令和3年3月15日)までに一括納付が困難な場合に2分の1以上を法定納期限までに納付することにより残額を5月31日まで延納することができます。なお、延納税額を完納する日まで日数計算により利子税が課されます。※利子税率は16%。計算した利子税額が1,000円未満の場合には利子税は課されません。該当する方は、事務局での指導時にお申出ください。

○ 平成30年の課税売上高が1,000万円を超えている場合

令和2年分の消費税の課税事業者になります。この場合、令和3年3月31日(水)までに消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

○ 令和2年の課税売上高が1,000万円を超えた場合

令和4年分の消費税の課税事業者になります。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書」をすみやかに所轄の税務署に提出してください。

令和4年から簡易課税を選択する場合は、令和3年12月31日(金)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

なお、令和3年1月1日(金)から6月30日(水)まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和4年分の消費税の課税事業者となりますので、ご注意ください。※課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引の売上高をいいます。

蒲田税務署からのお知らせ

令和2年分の確定申告関係の期限は、表のとおりです。

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和3年3月15日(月)	令和3年3月31日(水)	令和3年3月15日(月)
振替納税口座引落日	令和3年4月19日(月)	令和3年4月23日(金)	制度なし
延納税額納付期限(口座引落)	令和3年5月31日(月)	制度なし	相続税法上の延納制度がありますので署相談窓口にてご相談ください。

医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

医療費の領収書の添付又は提示によることは出来ませんので、ご注意ください。

確定申告会場は混雑します 今年こそ あなたのパソコンで **自宅で** 確定申告しませんか

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からご自宅からのe-Taxをご利用ください～
申告書は、**国税庁ホームページ**で作成・印刷もできます！

スマートフォンはこちら

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)



STEP 2 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP 3 e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

申告書作成会場の開設について

～混雑（3密）回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場所在地	時 間
2月1日(月)～3月15日(月) ※土、日及び祝日を除きます。 ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。	蒲田税務署 大田区蒲田本町 2-1-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

- 申告書作成会場（蒲田税務署）の入場整理券は、会場での当日配付のほか、LINE アプリによる事前入手も可能です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 確定申告期間中は当署の駐車場は使用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

- ◎ 来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ◎ 来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- ◎ 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いいたします。

(お問い合わせ先) 蒲田税務署 電話 03 (3732) 5151

令和2年度
納税表彰

11月13日(金)、蒲田税務署において、令和2年度納税表彰状の贈呈が行われました。(蒲田税務署と税務六団体(納貯連合会・酒販組合・税理士会・青色申告会・法人会・間税会)の共催)。新型コロナウイルス感染症の影響により、今回の表彰式及び祝賀会は中止となりました。当会の受彰者は次の方々です。

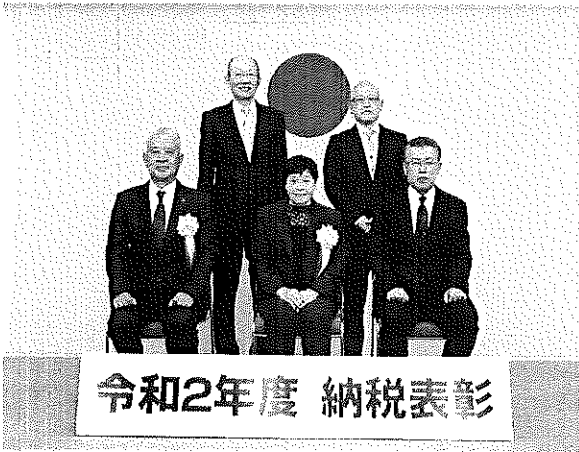
(順不同、敬称略)

◎ 税務署長表彰受彰者

丹川 幸二郎 (支部長)

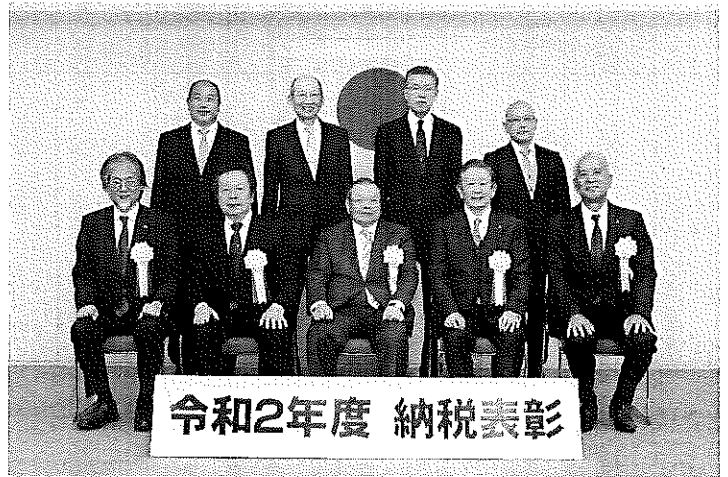
◎ 税務署長感謝状受彰者

鈴木 康司 (支部長)



令和2年度 納税表彰

税務署長感謝状受彰者



令和2年度 納税表彰
税務署長感謝状 (e-Tax 普及貢献) 受彰者

☆ 大田都税事務所長感謝状受彰

永年にわたる都の税務行政の推進により、個人として理事 本間 勤氏、団体として当会に大田都税事務所長より税務功勞者感謝状が贈呈されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、今回の表彰式は中止となりました。

☆ 「税についての作文」表彰式開催

中学生の「税についての作文」表彰式が開催されました。六郷中学校3年生 佐藤唯花さんの「税金の意味」に蒲田青色申告会会長賞が授与されました。新型コロナウイルス感染症の影響により、今回の表彰式は中止となりました。

都税だより

☆ 2月は固定資産税・都市計画税
第4期分の納期です (23区内)

6月にお送りした納付書により、3月1日(月)までにお納めください。なお、現在口座振替をご利用の方の振替日も3月1日(月)となります。

☆ 令和3年度定期課税分 自動車税種別割の障害者減免申請の受付を行っています

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車で、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。なお、減免額には上限が設定されています。

現在、新たに身体障害者手帳等の交付を受けた方、減免申請がお済みでない方を対象として、令和3年5月31日(月)まで、令和3年度分の自動車税種別割の減免申請の受付を行っています。

なお、自動車を新たに取得した場合の申請期間は、登録の日から1ヶ月以内です。申請により自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免を受けることができます。申請期限を過ぎますと、減免は受けられません。

詳しくは、東京都自動車税コールセンター03-3525-4066(土日・休日、年末年始を除く平日午前9時から午後5時まで)へお問い合わせください。

☆ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う都税事務所等業務体制縮小のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務運営体制を縮小しております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局での確定申告指導について

事務局での所得税確定申告指導会は、2月1日(月)から3月15日(月)(土・日・祝日を除く)となっておりますが、新型コロナウイルス等の感染症の予防対策として、完全予約制となります。消費税確定申告指導会は、3月17日(水)から19日(金)の完全予約制となります。

持参書類等につきましては、1月上旬に配布済みの「令和2年分 確定申告のご案内」の中の「所得税確定申告指導会のご案内」・「消費税確定申告指導会のご案内」をご覧ください。

なお、確定申告期間中のパソコンによる記帳及び決算・申告指導につきましては、お断りしておりますので、ご了承ください。

事務局より

◎ 消費税の指導について

「消費税確定申告指導会のご案内」(新聞型製本冊子)のとおり、消費税の指導会は3月17日(水)から19日(金)の予約制となります。すでに利用開始となっているマイナンバー制度の関係のため、所得税の確定申告と同時の指導は出来ませんので、ご了承ください。

◎ 昼食時間の対応について

事務局は12時〜午後1時は休憩時間となります。12時〜午後1時の間のご来局、電話対応はお断りしておりますので、ご了承ください。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

◎ お願い

確定申告時期は来局者が多く、事務局の受付は大変混雑いたします。受付票の記入に手間取り、結果、予約時間に指導を開始出来ない方もいらっしゃいます。

受付の混雑緩和と待ち時間の短縮を図るため、「令和2年分 確定申告のご案内」の中の「令和2年分 確定申告指導受付票」と「確定申告指導確認票」(裏面)・「令和2年分 特殊事項確認票」を記入し、事務局来局の際はご持参くださいますようお願い申し上げます。

※「令和2年分 確定申告指導受付票」は、会員氏名・生年月日・配偶者等・本人障害の有無・住所・職業(事業内容)・電話番号・質問事項をご記入ください。

※「確定申告指導確認票」は、所得の種類・記帳について・収入について・経費について・青色申告特別控除について・確定申告の方法の該当箇所にチェックを入れ、最下段の日付・会員名(来局者名)をご記入ください。

※「令和2年分 特殊事項確認票」は、新型コロナウイルス感染症対策による補助金等の収入についてご確認頂き、ありの場合は、金額や振込日を記載し、決算書にその金額が反映されているかをご確認ください。

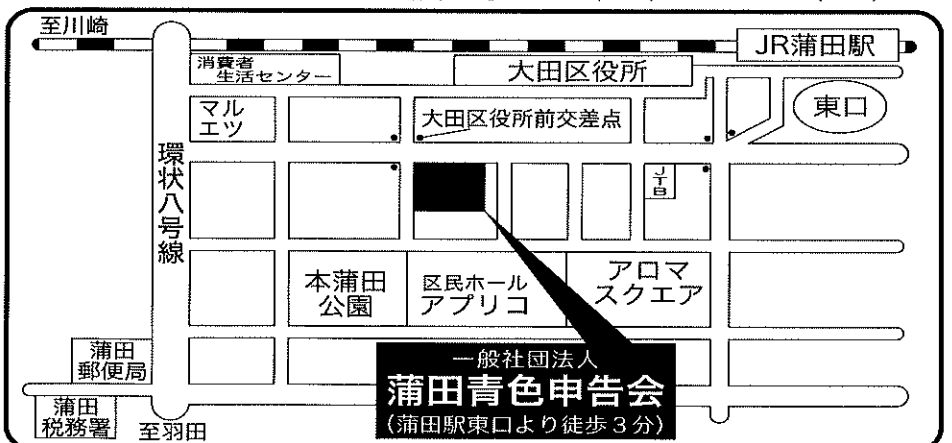
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



一月 事業報告

五日〜八日 源泉所得税年末調整指導会

二七日 確定申告説明会

消費者生活センター